

事後審査型一般競争入札（総合評価落札方式）の執行について

松本市が発注する建設工事について、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6の規定により、次のとおり公告します。

平成 3 0 年 1 1 月 9 日

松本市長 菅 谷 昭

1 入札対象工事

工 事 名	松本市旧中川保育園解体工事
工 事 場 所	松本市中川 1026-1
工 事 概 要	解体撤去工 本体 木造平屋建て 延床面積 4 2 2 . 6 6 m ²
工 期	契約日から平成 3 1 年 2 月 2 8 日まで
入 札 方 法	本工事は、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式の対象案件とする。 入札は、予定価格以下、かつ失格基準価格以上の入札者があるまで、回数 2 回を限度に行うこととし、再度入札を行った場合においても該当者がいない場合は入札を終了する。
総合評価落札方式を採用する理由	入札価格に加え、価格以外の要素（企業の技術力、社会貢献、地域貢献）も総合的に評価することが適当と認められるため。

2 入札に参加できる者の条件

松本市建設工事入札参加資格を有する者のうち、次に掲げる要件をすべて満たしていることが必要です。

工事種別と等級格付等	解体工事 格付 A 級（8 2 8 点以上）又はとび・土工・コンクリート工事 格付 A 級（8 4 6 点以上【経過措置】）【平成 3 0 年度格付】
建設業許可	解体工事について、特定建設業又は一般建設業の許可を有していること又はとび・土工・コンクリート工事について、特定建設業又は一般建設業の許可を有していること。
配置技術者	(1) 本工事の許可業種に係る建設業法第 26 条に規定する監理技術者又は主任技術者を配置できること。 (2) 配置技術者は、入札参加申請日以前 3 カ月以上の恒常的雇用関係にあること。 (3) 石綿作業主任者を配置できること。配置にあたっては、下請業者から選任することも可とする。 (4) 価格以外の評価点において「技術者の施工能力」に係る項目で加点となる場合は、価格以外の評価点申請時に配置予定とした技術者の中から配置すること。 なお、契約期間中に止むを得ず配置技術者を交代する場合は、同等の資格等を有する技術者を配置すること。ただし、不慮の事故等の場合を除く。
所在地要件	松本市内に本店を有していること。
施工実績要件	不要
その他の参加資格要件	(1) 松本市建設工事後審査型一般競争入札実施要綱（平成 20 年告示第 339 号）第 4 条に規定する参加資格の条件を満たしていること。 (2) 建設廃棄物の処理に当たり、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 4 5 年法律第 137 号）をはじめとする関連する法律を遵守していること。

3 入札の日程等

入札手続き等	期間・期日等	場所・留意事項等
入札参加申請受付	平成30年11月9日(金)から 平成30年11月14日(水)まで	(1) 提出書類は「競争入札(総合評価落札方式)参加申請書」及び「価格以外の評価点申請書」とする。 (2) 松本市財政部契約管財課(本庁舎別棟2階)へ持参又は期日までに郵送により提出すること。
設計図書等の閲覧等	平成30年11月9日(金)から 平成32年3月31日(火)まで	松本市のホームページ
設計図書等に関する質問受付	平成30年11月15日(木)から 平成30年11月19日(月)まで (ただし最終日は、午後3時までに 契約管財課へ到着した分までとする)	(1) 質問書様式は自由(質問内容がわかるように具体的に記載すること。) (2) 質問等がある場合は、質問書の正本を松本市財政部契約管財課へ持参又は郵送により提出すること。 (3) 質問等がない場合は、その旨を松本市財政部契約管財課へFAXにより通知すること。
設計図書等に関する質問回答の閲覧期間	平成30年11月22日(木)から 平成30年11月29日(木)まで	松本市役所 契約管財課 掲示板(本庁舎別棟2階)
入札日時・場所	平成30年11月29日(木) 午前9時30分から	松本市役所 契約管財課 契約室(本庁舎別棟2階)
開札日時・場所	入札日時・場所に同じ	
価格以外の評価点公表日・場所	平成30年11月29日(木) 入札終了後 (ただし、入札不調・不落となった場合を除く)	(1) 松本市役所 契約管財課 掲示板(本庁舎別棟2階) (2) 自己の価格点以外の評価について疑義があるときは、文書により照会することができる。
価格以外の評価点疑義受付	平成30年11月30日(金)から 平成30年12月3日(月)まで (ただし最終日は、午前10時までに 契約管財課へ到着した分までとする)	(1) 提出方法は文書(様式は自由)により持参すること。 (2) 提出場所は松本市役所 契約管財課(本庁舎別棟2階) ※修正が生じた場合の公表日 平成30年12月4日(火) 公表場所は上記に同じ
落札候補者の決定等	(1) 落札候補者は入札価格が予定価格以下、かつ失格基準価格以上の中で総合評価点の最も高い者とする。ただし、総合評価点の最も高い者の数が2以上あるときは、当該者にくじを引かせて落札候補者を決定する。 (2) 落札候補者を決定したときは、速やかに落札候補者へ文書等により通知する。	
入札参加資格確認申請書及び価格以外の評価点に係る確認書類の提出について	(1) 落札候補者は「事後審査型一般競争入札参加資格確認申請書(様式第2~5号)」、「建設廃棄物処理計画書」、誓約書及び価格以外の評価点に係る確認書類を提出する。 (2) 落札候補者となった日から2日以内(閉庁日を除く。)に提出すること。なお、郵送等による提出は認めない。 提出場所:松本市役所 契約管財課(本庁舎別棟2階)	
落札者の決定等	(1) 落札者の決定は、原則として、確認書類が提出された日から14日以内(閉庁日を除く。)に行う。 (2) 落札者を決定したときは、速やかに落札者へ文書等により通知する。 (3) 入札参加資格がないと認められたときは、落札候補者へ文書等により通知する。 (4) 入札参加資格がないと認められた者は、通知を受けた日から5日以内(閉庁日は除く。)にその理由について文書により説明を求めることができる。なお、文書は松本市財政部契約管財課(本庁舎別棟2階)へ持参により提出することとし、回答は文書により行う。 (5) 価格以外の評価点申請書において加点とした項目に係る確認ができない場合は、錯誤・虚偽等の理由の如何によらず、当該落札候補者の行った入札は無効として扱い、契約を締結しない。この場合は次順位の者を落札候補者とする。	
入札結果の公表	落札者を決定した後、松本市役所契約管財課にて公表する。	

(注意) 上記の申請又は閲覧等の受付時間は、松本市の休日を定める条例(平成元年条例第31号)第1条に規定する市の休日を除く午前8時30分から午後5時15分まで(午後12時00分から午後1時までを除く。)とする。

4 入札事項等

最低制限価格制度	適用なし
低入札価格調査制度	適用あり（ただし、松本市総合評価落札方式実施要綱第7条の規定に基づく低入札価格調査の特例の適用により、基準価格を下回る場合は入札者のすべてを失格とする。） なお、失格基準は、松本市最低制限価格制度実施要綱第3条第1項の規定を準用して算出した額とする。
入札保証金	免除 ただし、入札保証金を免除された落札者が契約を締結しない場合は、松本市財務規則第110条第1項の規定に基づき免除した金額を徴収する。
契約保証金	契約金額の100分の10以上の金銭的保証
前払金	適用あり
中間前払金	適用あり
部分払金	適用あり

5 総合評価に関する事項

評価点の設定	価格点 83.7点 価格以外の評価点 16.3点
総合評価点の算定方法	総合評価点 = 価格点 + 価格以外の評価点
価格点の算定方法	(1) 応札額が予定価格（消費税及び地方消費税を除く。）の制限の範囲内で、松本市総合評価落札方式実施要綱第7条の規定に基づき失格となったものを除いて算出する。 (2) 価格点は次の算式により算出する。 $\text{価格点} = \text{配点} \times \text{最低価格} / \text{入札価格} \quad [\text{少数点以下第3位四捨五入2位止め}]$ ※1 最低価格とは、有効な入札価格のうち、最低の入札価格とする。 ※2 入札価格とは、各応札者の入札価格とする。
価格以外の評価項目及び配点	別紙1「価格以外の評価点算定基準」のとおり。

6 その他の事項

松本市財務規則、松本市建設工事施行規則、松本市建設工事事後審査型一般競争入札実施要綱、松本市総合評価落札方式実施要綱、松本市変動型低入札価格調査制度実施要綱及び松本市入札心得に示すとおりとする。

7 担当部課（問い合わせ先）

公告の内容	松本市 財政部 契約管財課 契約係（松本市丸の内3番7号）	TEL 0263-34-8301
工事の内容	松本市 建設部 住宅課	TEL 0263-34-3247